

## 「雲南市公共施設等総合管理計画(案)」及び

## 「同計画実施方針(第3次)(案)」の概要

### 1. 目的

雲南市では合併前に旧町村で整備され、管理していた公共施設等の多くを引き継ぎ、現在に至っています。今後、ますます少子高齢化が進む中、すべての施設を維持管理していくことは、市の将来に財政的な影響が大きいため、平成28年3月に「保有量、配置の適正化」、「維持、管理の適正化」の2つを基本的な方針とした「雲南市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)を策定し、施設の見直しに取り組んでいます。

このたび、この総合管理計画の改訂を行うとともに、取組の実効性を高めるため、令和8年度から令和17年度までの「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針(第3次)」(以下、「第3次実施方針」という。)を策定し、引き続き公共施設等の総合的な管理を推進していきます。

### 2. これまでの経過

平成28年3月「雲南市公共施設等総合管理計画」策定

平成30年3月「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針(第1次:平成30年度～令和3年度)」策定

令和5年3月「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針(第2次:令和4年度～令和7年度)」策定

### 3. 計画の期間

#### ■ 総合管理計画

平成28年度(2016年度)～令和37年度(2055年度)の40年間

#### ■ 第3次計画実施方針

令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)の10年間

### 4. 総合管理計画の主なポイント

市が保有する公共施設等(公共建築物及びインフラ)における将来費用の縮減、財政規模に見合った運用、サービスの確保のため、総合管理計画では以下の2つを基本的な方針とし、市民の皆様のご理解を得ながら、市全体として取り組みを実施します。

総合管理計画の計画期間40年間のうち、10年間を中期的な取組期間とし、このたび、施設の現状等の時点修正や策定指針(R5.10.10 総務省通知)を踏まえた改訂を行います。

#### ① 保有量、配置の適正化

公共建築物については、壊す、廃止するといった考え方だけではなく、重複機能の統合や複数の機能の複合化による利便性の向上など、市全体の視点に立ち、必要性や適正な機能、規模を十分に検討したうえで、計画的、効果的な配置により保有量の適正化を図ります。

また、インフラについては、生活に欠かせないものであり、設備の特性上、短期的に廃止することができないことから、安全性、必要性等を十分考慮したうえで計画的に整備、更新を行なうことにより保有量の適正化を図ります。

## ② 維持、管理の適正化

公共施設等の点検・診断等により損傷を未然に防ぎ、必要なものは長く使うという考え方のもと計画的な維持、管理に努め、健全な状態に保つことで長寿命化を図り、公共施設等の生涯コストの縮減、平準化及びサービスの向上を図ります。

## 5. 実施方針の位置付け等

第3次実施方針は、公共施設の適正化に向けた取組の実効性を高めるため、総合管理計画に定める基本方針「保有量、配置の適正化」への取組について、令和8年度から令和17年度までの施設分類ごとの実施方針等を定めるものです。

なお、総合管理計画の二つ目の基本方針「維持、管理の適正化」への取組については、個別施設計画等に定め、「事後保全型」から「予防保全型」への転換に努め、生涯コストの縮減、平準化等に取り組みます。

### ■ 対象施設

公共建築物のうち、これまでの実施方針と同様に、法令で設置が義務付けられている施設（学校施設）、生命・安全に関連する施設（医療施設、消防施設、インフラ施設）、建築物の規模がわずかな施設などを除いた施設を対象とします。

#### 【対象外施設】

「学校施設」「医療施設」「消防・防災施設」「上水道施設」「下水道施設」「交通関連施設」「公園」等

### ■ 見直し方針の概要

#### ① 共通方針

- ・現況の定量化（維持管理経費、老朽度、利用状況等の数値化）や優先順位を示しながら存続、統廃合、転用、譲渡等を検討する。
- ・民間の同類サービスと競合するような施設は、民間活力の有効活用を検討する。
- ・建替、改修を検討する場合は、代替対応（転用、集約化、複合化）も十分検討する。
- ・老朽化した施設で突発的かつ大規模な修繕対応が発生した場合、施設利用の休止が可能であれば、一旦使用中止として対策を検討する。
- ・廃止及び譲渡に向けた取組を開始した施設は、最低限の安全確保を行い施設維持する。
- ・施設の特性や規模、機能を検討し、利用者負担や維持管理方法の適正化に取り組む。
- ・指定避難所等の見直しにあたっては、代替施設や避難対応の方法等を考慮する。
- ・見直しによる影響等を勘案し、外部意見の取り入れや検討組織の構築も検討する。

#### ② 施設別方針

施設分類ごとに方針を設定（「4. 施設分類ごとの基本的な方針」のとおり）